

鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域資源・経営資源を活用することにより、新商品開発、販路開拓を促進し、県内ふるさと産業（因州和紙、弓浜緋、倉吉緋、陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具、クラフト）の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、2分の1を乗じて得た額（別表2に定める額を限度とする。）以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴うもの

(2) 補助対象経費の新商品開発能力育成等事業と販路開拓事業の間における流用のうち、いずれかの額の20パーセントを超える増減に係るもの

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(成果の企業化等)

第10条 補助事業者は、補助事業のうち新商品・新技術開発事業について、当該事業の成果に係る企業化が生じたとき、様式第4号により知事に報告しなければならない。

(収益納付)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「補助財産」という。)を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 知事は、補助事業者が補助財産を処分した場合において、補助事業に収益が生じたと認めるときは、当該補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額を県に納付するように指示することができる。この場合において、補助事業者は、当該指示に従わなければならない。ただし、補助事業のうち、新商品・新技術開発事業の成果に係る企業化等を行い収益が発生した場合は、納付する必要はない。

(工業所有権等に関する届出)

第12条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、その完了した年度の終了後5年以内に、特許権、実用新案権、意匠権等(以下「工業所有権」という。)を出願し若しくは取得した場合、又は譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を様式第5号により知事に届け出なければならない。

(成果の発表)

第13条 知事は、必要のあると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を発表させることができる。

(雑 則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助事業から適用する。

附 則

鳥取県ふるさと産業新商品開発・販路開拓事業費補助金交付要綱(平成14年5月9日付市開5号鳥取県商工労働部長通知。以下「旧要綱」という。)は、平成16年3月31日限り廃止する。

附 則

前項の規定にかかわらず、旧要綱に基づき交付決定をした補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

1 補助事業	2 事業実施 主体	3 補助対象経費	
		区分	内容
新商品開発能力育成等事業 1 新商品・新技術の研究開発に関する事業 (1) 商品化のための開発設計事業 (2) 商品化のための設備の運転研究事業 2 新商品・新技術の企業化に関する事業 (1) 商品化のための試作・改良 (2) 商品化された新商品・新技術のデザイン等の改良事業 (3) 商品化された新商品・新技術の求評事業 3 新商品・新技術開発事業として知事が適当と認めた事業	県内ふるさと産業 (因州和紙、弓浜緋、倉吉緋、陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具、クラフト) の事業者及びその事業者を主とするグループ、組合等 (上記事業者とは製造又は製造・販売を行う事業者。製造はせず販売のみ行う事業者は除く。)	謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
		旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費
		庁費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料
		委託費	新商品開発能力育成等事業の一部を委託する経費
		謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
販路開拓事業 新たな販路開拓の定着までの以下の事業を対象とし、同一地域同一内容での取組については、原則として初めて本補助金の交付を受けてから 3 回以内の事業に限る。 1 展示会の開催又は見本市への参加 国内外において行う販路開拓のための展示会等への参加 2 販路開拓指導等 (1) 販路開拓に関する調査及び指導 (2) 新商品等の販路開拓のための広報事業 (3) 品質表示(品質保証表示等を行う事業を含む。)事業 3 販路開拓事業として知事が適当と認めた事業		旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費(海外販路開拓事業の場合に限る)
		庁費	会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、通信運搬費、教材費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、検査器具購入費、保険料
		委託費	販路開拓事業の一部を委託する経費
1 事業内での新商品開発能力育成等事業と販路開拓事業の同時実施も可能。			

別表 2 (第 3 条関係)

補助事業	事業実施主体	補助限度額
国内販路開拓事業 新商品開発等能力育成事業	県内ふるさと産業（因州和紙、弓浜緋、倉吉緋、陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具、クラフト）の事業者を主とする 4 社以上のグループ、組合等（上記事業者とは製造又は製造・販売を行う事業者。製造はせず販売のみ行う事業者は除く。）	1, 0 0 0 千円
	県内ふるさと産業（因州和紙、弓浜緋、倉吉緋、陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具、クラフト）の事業者を主とする 3 社以下のグループ又は個人（上記事業者とは製造又は製造・販売を行う事業者。製造はせず販売のみ行う事業者は除く。）	5 0 0 千円
海外販路開拓事業	県内ふるさと産業（因州和紙、弓浜緋、倉吉緋、陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具、クラフト）の事業者を主とする 4 社以上のグループ、組合等（上記事業者とは製造又は製造・販売を行う事業者。製造はせず販売のみ行う事業者は除く。）	2, 0 0 0 千円
	県内ふるさと産業（因州和紙、弓浜緋、倉吉緋、陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具、クラフト）の事業者を主とする 3 社以下のグループ又は個人（上記事業者とは製造又は製造・販売を行う事業者。製造はせず販売のみ行う事業者は除く。）	1, 0 0 0 千円

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

(住所)
(事業所名 氏名)

平成 年度鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業費補助金交付申請書

鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業補助金
算定基準額（見込み）	円
交付申請額	円
添付資料	1 事業計画書 2 収支予算書

年度鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業計画書

- 1 実施主体名称・代表者氏名

- 2 事業区分（新商品開発能力育成等事業、販路開拓事業の別）

- 3 事業内容
 - （1）実施テーマ名

 - （2）必要性、期待される効果及び目標

 - （3）事業実施方法

 - （4）実施日程（開始予定日／完了予定日）

 - （5）実施予定場所

 - （6）外部委託、委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容
*外部委託・委嘱する場合のみ記載

様式第2号（第4条、第8条関係）

年度鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	差引増減	備 考

2 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	差引増減	備 考

(注)備考欄には、区分ごとに積算を明記すること。ただし別業としても構わない。

鳥 取 県 知 事 様

所 在 地
名 称
代 表 者

印

平成 年度鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業成果企業化等状況報告書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業に係る平成 年度の企業化等の状況について、鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業費補助金交付要綱（平成16年3月22日付市開253号鳥取県商工労働部長通知）第10条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

平成 年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

所 在 地
名 称
代 表 者

印

平成 年度鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業工業所有権等取得等届出書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり工業所有権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので、鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業費補助金交付要綱（平成16年3月22日付市開253号鳥取県商工労働部長通知）第12条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

記

- 1 種類（番号及び工業所有権等の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡、実施権の設定の場合）